

長岡京市障がい者基本条例（仮称）についての提案

2017.7.7

提案① 条例の名称（例）「真の共生社会をめざし、創るための長岡京市障害者基本条例」

「障害のある人・ない人」という単純で二元的な表現は、人間のタイプをグループ分けし、両者の違いを前提としていることようまずそのことに危惧を感じます。

一言で「障害者」といっても、個別の「障害」が、一人の人の属性の一つとして、意識される場合も、まったく感じさせない場合もあります。

多様な人間を、このように単純に線引きをしてしまう表現によって、両者の違いにまず目を向けさせることについて、日常的に障害のある近親者とともに暮らす者として、強い違和感を覚えます。

提案② 第4条「市の責務」2・（1）として、

「常に広範な当事者・近親者等の意見の収集をはかり、これを取り入れること」を加える。

また、「子育て・教育の場での子どもの育ちと共生の場を保障すること」を「市の責務」に加えるか、別の条文に整理するかも併せて提案します。

提案③ P6～ 「相互理解の促進と合理的配慮の提供」について

「（1）情報・コミュニケーション」の領域に、以下の趣旨の文を加える。

「市は、障害のある人が地域で自立した生活を営み、社会参加し、また権利行使するために必要とする情報について、障害のある人の意思を尊重し、障害の状態に応じた手段および方法により、情報提供をしなければならない。」（松江市条例8条-1参照）

提案④ 上記項目P8「（3）保育（4）教育」に共通する基本的方針として、以下の趣旨の文を加える。

「共生社会の形成に向けて障害のある児童が障害のない児童とともに、保育および教育を受けられるよう合理的配慮等の必要な施策を講じなければならない。」（松江市8条-2参照）

※子どもにとって同じ「場」が適切かどうかは、個別の事情によって細心な判断が必要ですが、可能な限り日常の子ども同士の「育ち合い」の場を保障することが、すべての子どもの社会化のための体験を豊かにし、成長・発達の芽をそだて、将来の共生社会の土台となると思います。

【委員提出資料】

座学では得られない真の「理解」への到達のために、この項目は必須と考えます。

また、柔軟な心性をもつ子どもの世界の「共生」の実現を通じて、保育・教育関係者や保護者など、周囲の大人の理解も広がることを期待できます。

以上のことは、私自身が学校の先生方や保護者の方達の多くのご理解やご協力をいただいて子育てをしてきた中で、強く実感しています。

提案⑤ 上記項目 P 9 (7) 文化・スポーツ

「市は、…取り組みを行うものとします。」とありますが、現在の取組みは当事者層に広く浸透し、活用していくにはあまりにも少ないです。

せめて「**取り組みを増やしていく**」と明記してほしい。

提案⑥

「附則 2 検討」に、「**条例の成果・実態の検証を毎年行うこと**」を加える。

また、**検証の方法についても、多角的・客観的にとらえるために、委員会方式をとり入れること**に言及すること。

※見直しは 3 年後としても、条例制定後、きめ細かく実施状況を検証していく作業の積み重ねが大切と考えます。

提案⑦

首長・市議会選挙についての障害者への合理的配慮の推進についての条文を加える。

※障害者の選挙権行使の保障については、係争中の問題等もありつつ、未だ発展途上と思いますが、知的障がい者への配慮や情報保障については全般的に非常に乏しいと思います。このことについては、研究・検討の段階からでも進めていただきたいです。

追記：疑問を感じたところ**第 3 条基本理念「障がいのある人と障がいのない人が相互の違いを理解し」**

…障害のある人が障害のない人をどのように理解するのか、イメージがわかりません。どのようなことを想定してのことか、できればご説明をお願いします。

同「障がいとは、障害のある人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく…」

…ここでは、「障害の社会モデル」のみとりあげた定義になっているように思えますが、医学モデルはなくてもいいのでしょうか？